

ガード下住民の窮状を訴える

私達は東急電鉄(株)大井町線高架橋下に長年居住して来た者です。契約上の委細は別にして、東急さんとはさしたるトラブルもなく、平穩良好な関係を築いて来ました。二十年、三十年、長いものでは五十年、六十年を超えて平穩な生活を営み或いは商いに勤しんで来たのです。それ故住民の多くはここを終の棲家と思い定めていたほどです。

そろへ二年前の夏の始め(平成二十一年)突然、東急さんから降って湧いたように契約解除、立ち退き通告がなされて来たのです。それは平和に暮らして来た高架下住民にとって、正に寝耳に水の事態でした。

東急が住民側に立ち退きを求める理由は、国土交通省通達により高架橋の耐震補強工事を行わなければならない、その際高架下の住民と住家が工事の障害になると言うものです。平成七年の「阪神淡路大震災の際、耐震性の弱点を露呈した目を覆うばかりの災害風景に、事態を重く見た国交省が高速道路や鉄道など公共構造物の耐震補強工事の必要性を痛感し、平成七年と十三年の二度に亘って関係方面に通達を出したと言うことです。国民の財産と安全を守る国交省の立場として当然の事で、又これに忝え、東急が私鉄という公共性の高い事業を営むものとして、沿線住民の安全と福祉の観点から真摯に取り組む姿勢も又高く評価されるものです。しかしながら国交省の要請を真摯に受け止め、耐震補強工事を施すことになれば当然のこと、高架下住民の立ち退きなど、住民側に重大な環境変化を強い

ることになるのは十二分に予見されるどころです。ならばこの時点で将来起こりうる事態を高架下住民にあらがじめ告知するのが長年債貸借関係にあった住民への最低限の信義ではないでしょうか。ところが東急はそれまで国交省からの耐震補強工事に関する二度の通達も自らが行うことになる補強工事に関しても住民側に全く伝えて来ていないのです。寝耳に水の通告を受けて住民側が反発するのは当然のことです。東急が住民側に示した当初の立ち退き条件は、立ち退きに際して住居、店舗等の構造物撤去工事を免除することと立ち退きに際しての引越し費用を実費支給すると言うことだけです。後の交渉において平穩に立ち退きの合意に至れば立ち退き期間の一年間猶予を与えると言う譲歩をしましたが、これだけでは立ち退きを迫られている住民側の実情を全く無視した一方的で、過酷な条件としか言いようのないものです。

生活苦に陥る住民

多くの高架下住民のその住居、店舗等は東急から与えられたものではなく、住民側の親の世代が、戦後の混乱と廢墟の中で貧苦と戦いながら、必死の思いで築き上げたものです。その後を継ぐ現在の世代にとっては単に雨、風を凌ぎ、日々の暮らしを営む場所である以上に、共に暮らした両親や共に育った兄弟姉妹との強い思い出の詰まった、いわば故郷とも言うべき場所なのです。其処を立ち退くと言うことは濃密な愛着ある家が無残に取り壊されることを意味します。